○東北地方整備局告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十三日から二週間東北地方整備局及び同局三陸国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十三日

東北地方整備局長　津田　修一

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十五号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員延長
宮古市田老字駿達五四番一から同市田老字向新田一六四番三まで	一四・〇〇～一六一・八〇メートル　四・一〇五キロメートル

四　指定する期日　平成三十年二月二十三日

○北陸地方整備局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十三日

北陸地方整備局長　小俣　篤

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前敷地の幅員延長
魚津市江口五一四番一から同市江口五〇九番一まで	前　三一・〇二～四七・四二メートル　〇・〇八五キロメートル
	後　三一・〇二～四七・四二メートル　〇・〇八五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十三日

北陸地方整備局長　小俣　篤

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	魚津市江口四八六番一から同市江口二〇番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年二月二十三日

○中国地方整備局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　川﨑　茂信

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前敷地の幅員延長
岡山市東区浅越七六一番一地内	前　二六・七〇～二八・二〇メートル　〇・〇〇九キロメートル
	後　三六・四五～四〇・六五メートル　〇・〇〇九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　川﨑　茂信

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	岡山市東区浅越七六〇番一四から同市東区浅越七七五番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成三十年二月二十三日

○中国地方整備局告示第十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　川﨑　茂信

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十四号及び百八十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前敷地の幅員延長
三次市布野町下布野字大谷六三二番一から同市布野町下布野字大伴三九二番三まで	前　九・二二～二一・五八メートル　〇・八三二キロメートル
	後　一二・八二～二五・〇六メートル　〇・八三二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

○中国地方整備局告示第十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　川﨑　茂信

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十四号及び百八十四号	三次市布野町下布野字大谷六三二番一から同市布野町下布野字大伴三九二番三まで	中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年二月二十三日